

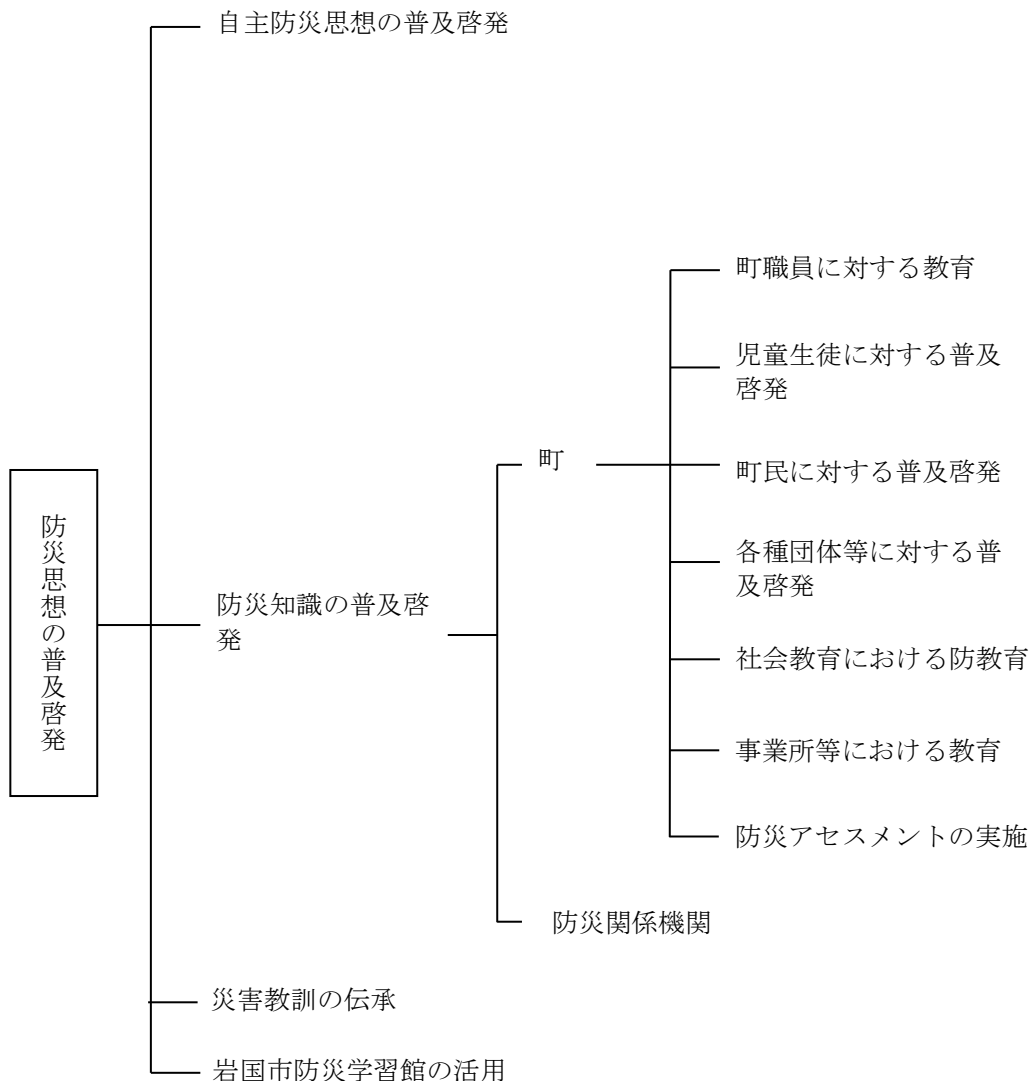
第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

災害による被害を最小限に止めるためには、町、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、町民一人一人が、家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守る「自助」、あるいは「共助」の心構え、行動が求められる。

このため町、県及び防災関係機関は、町民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導するとともに、県民参加・体験型イベントを実施するなど、普及啓発を推進するとともに、町は県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。



第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する心構えを心がけるとともに、発災時には自分の安全を守れるよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは町、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、町は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関等との連携を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 町

防災対策を円滑に実施するため、町職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 町職員に対する教育

町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 町防災計画に示す災害対策
- (3) 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

上記の内、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 児童・生徒・園児に対する普及啓発

町教育委員会は、児童・生徒・園児に対する防災教育に関する指導計画を作成し、その実施を指導する。

- (1) ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- (2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒・園児の発達段階や立地条件等の地域の特性に応じた指導を行う。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

3 町民に対する普及啓発

特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動について、イベントの開催、町広報紙、パンフレット、ポスター、インターネット及び報道媒体を活用し、次のような事項を普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、防災の日を設定し、重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

ア 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄

イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の他、感染予防の予備マスク、除菌シート、体温計）の準備

- ウ 消火器・火災報知器の普及
- エ 保険・共済等への加入
- (2) 避難場所での行動
- (3) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (4) その他
 - ア 災害の基礎的知識、町、県の災害発生状況
 - イ 町の防災対策
 - ウ 浸水、土砂災害危険予想地域の情報
 - エ 避難地、避難路その他避難対策
 - オ 応急手当等看護の知識
 - カ 要配慮者対応
 - キ 感染症対策
- 4 各種団体等に対する普及啓発
 - (1) 町及び町教育委員会は、婦人会、PTA連合会（園・小・中PTA）、自治会連合会、老人クラブ連合会、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、災害防災に関する知識の普及啓発を図る。
 なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。
 - (2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。
- 5 社会教育における防災教育
 - 公民館活動等における研修、集会、講座などの機会を通じ、特に以下の内容に関する知識の普及に努める。
 - (1) 各人の生活圏に存在する災害時の危険と対処方法
 - (2) 実習、見学
 - 救出救助、応急手当、出火防止・初期消火の方法について体得する機会を設ける。また、防災関係機関、施設及び防災展等の見学を行う。
 - (3) その他
 - 以下のような社会教育事業を準備することも効果的であり、工夫することに努める。
 - ア 母子検診等の機会における乳幼児をとりまく危険と両親の役割について
 - イ 高齢化社会における安心・安全な暮らし方について
- 6 事業所等に対する指導
 - 事業所等の職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るよう努める。
- 7 防災アセスメントの実施
 - 地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ（各種ハザードマップ）、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成、住民の安全確保に努めるものとする。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においては、町及び県に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるように公開に努めるものとする。町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町はその取り組みを支援するものとする。

第4節 岩国市防災学習館の活用

町民が防災に対する正しい知識を得るために、目で見、耳で聴き、実体験できる機能を備え、防災に関する学習拠点施設として、また、防災資機材を備蓄し、発災時における災害対策活動の拠点となる施設としての機能を有する、岩国市防災学習館を活用していく。町民は、機会があればできるだけこれを利用するように心がける。

町は町民、自主防災組織が防災に対する正しい知識を得るとともに、発災時に的確な防災活動が可能になることを目的とした、研修・訓練施設等の整備に努める。